

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的

(1) 舞鶴市環境基本計画

■近年、環境問題が顕在化する中、我が国においては平成5年（1993年）に「環境基本法」が制定され、これに基づく「第1次環境基本計画」が平成6年（1994年）に閣議決定されました。これを受け、各地方自治体でも地域の特性を活かしたより具体的な環境の保全及び創造に関する計画を策定する動きが広まる中、舞鶴市においても本市の環境行政の大綱として、「アジェンダ21[※]」の理念のもと持続的発展が可能な社会を構築するための行動計画と位置付けた舞鶴市環境基本計画を平成12年（2000年）に策定しました。

■その後、本計画に基づき市民・事業者・行政の環境保全に向けた取り組みの実践に結び付けていくことを目指し、様々な取り組みを進めてまいりました。
しかしながら、地球温暖化の問題をはじめ、環境に関するさまざまな課題が散在しており、環境保全に向けてのより一層の積極的な取り組みが求められていました。

■このようなことから、本市の良好な環境の保全と創造に向け、市民・事業者・行政が連携して積極的に取り組む施策を視野に入れた環境対策を総合的、計画的に進めるため、平成23年に第2期舞鶴市環境基本計画を策定しました。



■ 青葉山山頂から見た舞鶴方面の景色

(2) 舞鶴市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

■地球温暖化問題が顕在化する中、国連において「気候変動に関する国際連合枠組条約※」が平成4年（1992年）に採択され、その後、温室効果ガス※削減の目標について法的拘束力のある「京都議定書※」に基づく取り組みなど、国際的な取り組みが進められてきました。

平成27年（2015年）11～12月に開催された気候変動枠組条約※第21回締約国会議（COP21）では、産業革命前からの世界の気温上昇を2℃未満に抑えるとともに、1.5℃未満に収まるよう努力することを目的とし、全ての締約国の参加による2020年以降の地球温暖化対策の法的枠組みをまとめた「パリ協定」が採択されました。

■日本は、2020年以降の温室効果ガス※削減に向けて、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度において2013年度比26%削減することとする約束草案を平成27年7月に国連へ提出しました。

今後、パリ協定を踏まえ、約束草案で示した中期目標の達成に向けて、市町村を含むあらゆる主体による取り組みの推進が求められています。

■法的には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、「市町村は、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガス※の排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする」と定められています。

■このようなことから、本市におきましても、市域から排出される温室効果ガス※を削減・抑制し、地球温暖化防止の責務を果たすため、総合的かつ計画的な施策を策定します。

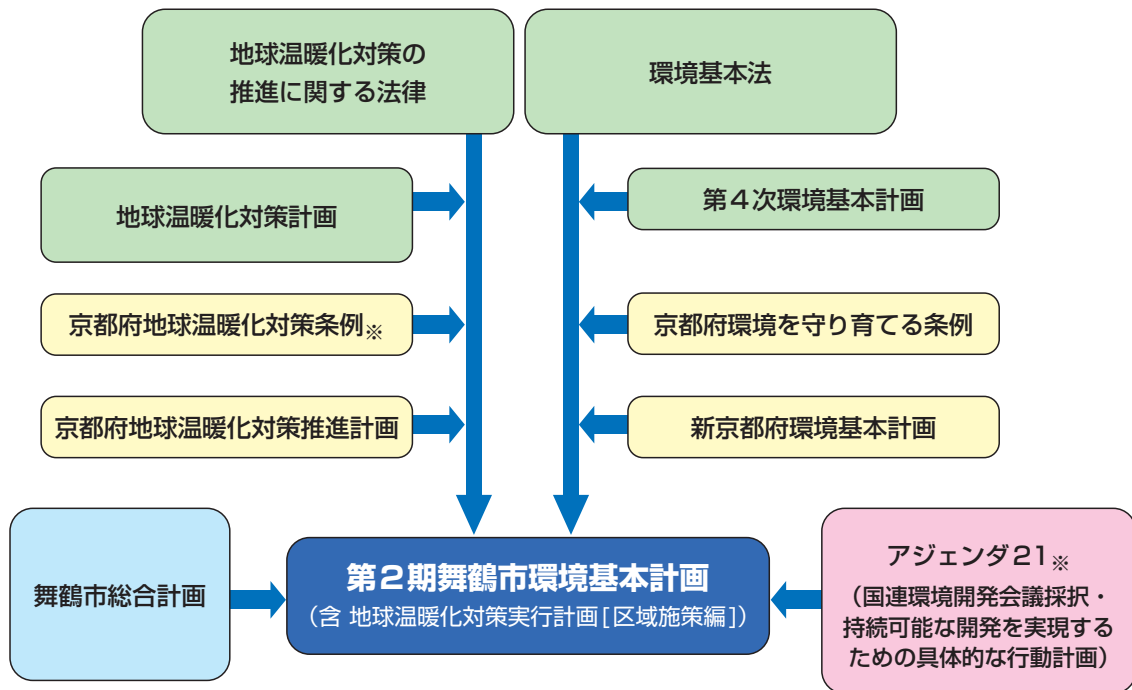


写真提供:2002年元旦アルゼンチンにて 栗林浩撮影

■ アンデスから崩落する氷河

「全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより（<http://www.jccca.org/>）」

2 計画の位置づけ



3 計画の対象範囲

下記の項目を計画の対象範囲とし、区分ごとに現状把握と分析を行い、目標や施策等を講じることとします。

なお、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、温暖化対策に特化されるものを「低炭素社会※」で扱うほか、他の項目へも横断的に施策を講じるものとします。

区 分	項 目
低炭素社会※	省資源・省エネルギー、再生可能エネルギー※ 等
循環型社会※	廃棄物（含むリサイクル※、不法投棄等） 等
自然環境	水辺（海、河川、ため池等）、里地・里山・森林、地形・地質、身近な生き物（動物、昆虫等）、貴重種の保存、多様な生態系、市街地、緑化、景観 等
生活環境	水質（海、河川）、大気質（含む悪臭）、騒音・振動、土壌汚染、地盤沈下、有害化学物質※ 等
協 働	環境保全活動の連携、環境学習・環境教育、環境情報 等

4 計画の対象地域

舞鶴市全域を対象地域とします。ただし、水質や大気質、廃棄物等については、周辺市町村なども含めた広域でとらえることとします。

5 計画の期間（目標年度）

- 目指すべき環境像については、2050年頃を見据えたものとします。
- 平成23年度（2011年度）を初年度とし、平成32年度（2020年度）を目標年度とします。計画の期間は10年間とし、概ね5年で見直しを行うとしていたことから、平成27年度に見直しを行いました。
- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、基準年度を平成2年度（1990年度）、目標年度を平成32年度（2020年度）とします。



■ 由良ヶ岳山頂から見た由良川河口方面の景色

6 計画の構成

第1章

第1章

2050年のまいつる

舞鶴市の2050年の目指すべき環境像をイメージします。

第1章 計画の基本的事項

下記の基本事項を明らかにします。

- 計画策定の目的
- 計画の位置づけ
- 計画の対象範囲
- 計画の対象地域
- 計画の期間（目標年度）
- 計画の構成

【地球温暖化対策実行計画】
計画の策定にあたって

- 計画策定の趣旨
- 計画の基本的事項

第2章 現状と課題

舞鶴市が直面する様々な環境問題の現状把握と分析を行い、取り組むべき課題を明らかにします。

【地球温暖化対策実行計画】
温室効果ガス排出の実態

- 温室効果ガス排出量の現状
- 温室効果ガス排出量の将来推計

第3章 目指すべき環境像と基本目標

■ 目指すべき環境像
「第2章 現状と課題」を踏まえ、2050年頃を目途として、舞鶴市が目指すべき環境像を明らかにします。

～人も地域も地球も元気～
環境にやさしい持続可能なまちづくり

■ 基本目標（環境像達成のための柱）
「目指すべき環境像」を見据えながら、それを実現するために、平成32年度までの間に取り組んでいくべき目標を明らかにします。

1 低炭素社会の実現

2 循環型社会の確立

3 自然との共生社会の確立

4 良好な生活環境の確保

5 協働社会の推進

■ 温室効果ガスの削減目標
本市から排出される温室効果ガスの削減目標を、次のとおり設定します。

2020年度までに温室効果ガスを、1990年度比で25%削減することを目指します。

第4章 基本目標ごとの取り組み

基本目標達成のための施策の行政の役割を明らかにします。

内容や目標を設定するとともに、主体別行動計画として、市民・事業者・

【地球温暖化対策実行計画】
地球温暖化対策の取り
組みに関しては、各環境施策を横断的に取り上げます。

環境施策の方針	具体的な取り組み ③は地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に該当する取り組み
(1) 家庭での取り組み (2) 事業所での取り組み (3) 交通対策の取り組み (4) 全般的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ③日常生活、地産地消による食卓、住まいのエコ ③省エネに向けた取り組みの促進 ③省エネの仕組みの活用 ③省エネルギー、再生可能エネルギー技術の導入 ③環境に配慮した新商品・技術の開発 ③自動車からの温室効果ガスの排出抑制 ③自転車の利用促進 ③公共交通の利用促進 ③エコ通勤・ノーマイカーデーの推進 ③クリーンエネルギー車の普及 ③舞鶴版エコポイントの取り組み ③コミュニティビジネスの取り組み ③再生可能エネルギーの取り組み
(5) ごみの減量 (6) リサイクルの推進 (7) ごみの適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ③ごみの発生抑制（リデュース）の推進 ③再使用（リユース）の推進 ③ごみ分別の徹底 ③紙ごみリサイクルの推進 ③生ごみ堆肥化の促進 ③マイ・リサイクル店の拡充 ③事業活動におけるリサイクルの推進 ③廃食用油（使用済みてんぷら油）の有効活用 ③環境美化活動の拡充 ③海の美化保全 ③不法投棄の撲滅
(8) 里山・里地・里海の保全と活用 (9) 野生生物との共生 (10) 自然と調和した都市空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ③里山の保全と活用 ○里地の保全と活用 ○里海の保全と活用 ○湧水の保全 ○グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進 ○野生動植物の把握と保護 ○外来生物の把握と対策 ○有害鳥獣への的確な対応 ○自然と親しめる場づくりの推進 ③環境に配慮したまちづくりの推進 ③市街地緑化の推進
(11) 大気環境の保全 (12) 水環境の保全 (13) 生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○大気の現況把握 ○工場、事業場からの大気汚染（含む悪臭）の抑制 ○自動車排ガスの抑制強化 ○水洗化の普及促進 ○河川や海の水質の把握 ○水質汚濁の抑制と改善 ○環境負荷が少ない農林水産業の促進 ○騒音・振動公害対策の推進 ○有害化学物質対策の推進 ○野焼きの防止 ○環境保全の監視・指導の強化 ○建設工事における環境配慮に向けた取り組みの推進
(14) 環境保全活動の連携 (15) 環境学習・環境教育の推進 (16) 環境情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ③連携の仕組みづくり ③環境保全に向けた人材育成 ③環境学習の充実 ○自然体験学習の充実 ○「まちの先生」の利用促進 ③出前型講座の拡充 ③環境情報の充実

【地球温暖化対策実行計画】
温室効果ガス削減に向けた施策【再掲】及び削減目標量の内訳

第5章 リーディングプロジェクト

計画の施策を実施するにあたり、その取り組みを象徴し、計画全体の牽引役を果たすプロジェクトを明らかにします。

【地球温暖化対策実行計画】
地球温暖化対策実行計画の取り組みに関しては、各環境施策を横断的に取り上げます。

- 1 わたしのエコプロジェクト**
- 2 事業所のエコプロジェクト**
- 3 交通のエコプロジェクト**
- 4 3R活動推進プロジェクト**
- 5 ボイ捨て防止プロジェクト**
- 6 豊かな海と川づくりプロジェクト**
- 7 舞鶴の守りたい自然プロジェクト**

第6章 計画の推進

計画の実効ある推進を図るための方策を明らかにします。

【地球温暖化対策実行計画】
計画の進行管理

- 主体別の基本的な役割
- 推進体制の整備
- 計画の進捗状況の点検と見直し

資料編

- 見直し体制と経過
- 環境問題をめぐる動向
- 主な環境施策年表
- 市民アンケート結果
- 事業所アンケート結果
- 用語解説